

県道 225 号 名古屋東港線 特殊車両通行制限のお知らせ及び迂回路について

この度、県道 225 号名古屋東港線の①及び②の区間において、車両規制及び道路線形の変更が行われます。そのため、以下の値を超える車両の通行を禁止します。

最高限度：①幅 2.5 m、長さ 12 m、最少回転半径 12 m

：②幅 3.0 m

規制期間：①開橋架け替え工事に伴う車両規制が行われている期間

平成 27 年 3 月中旬～約 5 年間を予定

②道路新設工事に伴う車線規制が行われている期間

平成 27 年 2 月中旬～約 2 年間を予定

場所：①名古屋市港区大江町～昭和町 県道名古屋東港線

：②名古屋市港区船見町 県道名古屋東港線



お問い合わせ先

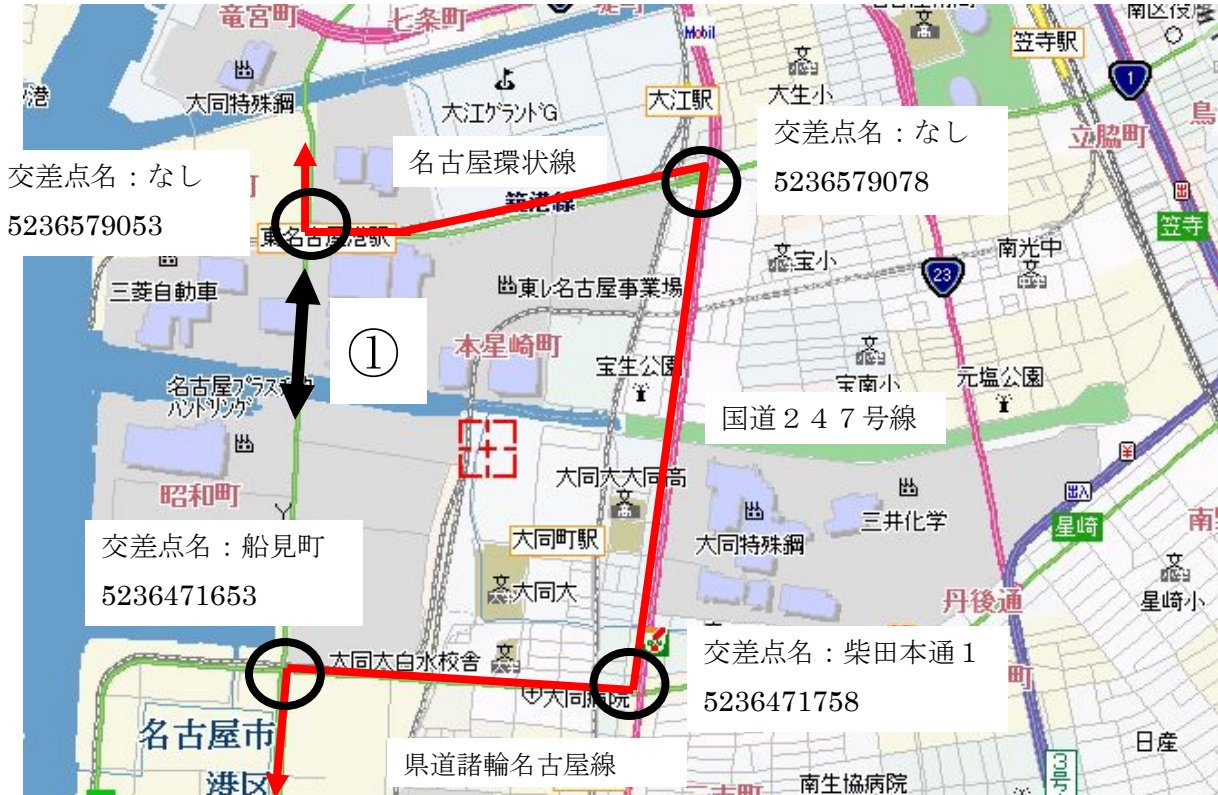
名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

電話：052-972-2852

FAX：052-972-4167

県道 225 号 名古屋東港線 特殊車両通行制限のお知らせ及び迂回路について

工事箇所①の迂回路候補



工事箇所②の迂回路候補

